

中央社保協 23年度 第12回国保部会

□とき 2024年6月20日(木)14時00分～16時00分

□ところ オンライン(ZOOM)

□参加 民医連(山本)、全商連(宇野)、全生連(西野)、保団連(曾根)、北海道(沢野)
宮城(高橋)、埼玉(段)、千葉(藤田)、愛知(澤田)、大阪(寺内)、事務局(林)

I. 情勢・報告

- ・16道県が目標年度明記 保険料水準「完全統一」(5月20日・国保新聞)
- ・市町村税課税状況等(国保)の調(6月1日・国保新聞)
- ・各地で国保料の減額や統一化の見送り 神奈川自治労連委員長・神田敏史さん(6月3日・全商連新聞)
- ・国民健康保険料・税の18歳以下の均等割を減免する自治体(全商連調べ)
- ・マイナ保険証で受診難しい場合に資格確認書 厚労省が「要配慮者」などへの交付事務で対応を説明(6月10日・国保実務)

II. 報告・共有事項

III. 協議・確認事項

I. 6/1 春の国保集会の振り返り

2024年度 国保改善運動学習交流集会

日時:2024年6月1日(土)13時30分～16時30分

場所:日本医療労働会館会議室(東京都台東区入谷1-9-5)

目的:2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針(2024年4月～6年間)がスタート。保険料水準の統一や法定外繰入の解消がさらに強まり、かつてない規模の国保料の値上げや、保険証取り上げなど、いのちを脅かす事態がますます懸念される。各地から国保実態を報告・討論し国保改善大運動の方針を意思統一する。

スケジュール(案) ※12時30分 役員集合

13時00分 受付開始(オンライン含む)

13時30分 開会挨拶(藤田さん)司会(段さん)

13時35分 2023年「手遅れ死亡事例調査」結果報告(45分)

報告者:全日本民医連事務局次長 山本淑子さん

14時20分 質疑(10分)

14時30分 国保改善大運動の提起(20分)

14時50分 休憩(10分)

15時00分 各地・各組織からの報告・討論(80分 1人7分×11人)

16時20分 討論まとめ(5分)
16時25分 閉会挨拶(沢野さん)
16時30分 閉会・会場撤収へ

2. 国保改善大運動にむけて

①国に向けた運動

・「国保の国庫負担増額を求める」意見書採択運動

②都道府県・市町村に向けた運動

・自治体キャラバン、国保パンフ要望事項の積極的な活用

③学習・相談運動の強化

・国保パンフを使った各県社保協・中央団体での国保学習の強化

・地域で国保に関する相談活動の強化

④「国保が高すぎる」世論喚起

☆国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！(ウェブ署名)

⇒6/25 火・25条宣伝 in 新宿に合わせてスタート！(横断幕作成・別紙)

・生田さん、バナー作成(費用1万円)で快諾(A・B・C案から選考)

・SNS(Xデモ) #国保料が高すぎる、#国の責任で払える国保料に

※Xデモを 6/25 火(17:00~18:00)、その後は情勢を見ながら…

4. 保険証廃止にかかる自治体アンケートについて

5. その他

次回の国保部会 7/29(月)10時から

中央社保協ニュース



いかそう！
憲法 25 条

中央社会保障推進協議会 2024年6月4日 23-35号

110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医療連会館 5 階

電話 03-5808-5344 FAX 03-5808-5345

メール k 25@shahokyo.jp HP <https://shahokyo.jp/> 部内資料

「いのちまもる国保へ」 6.1 春の国保集会を開催 国保の国庫負担増を求める大運動を



中央社保協国保部会は 2024 年 6 月 1 日、春の国保集会を開催し、会場参加 20 人、オンライン 105 人（集団視聴含めて）あわせて 135 名が参加しました。



「民医連の手遅れ死亡事例調査が示すもの」と題して、全日本民医連事務局次長の山本淑子さん（写真）が特別報告。例年と比べ救急搬送が突出し後期高齢者 2 割負担で 2 名の手遅れが発生。生活保護利用者がクーラーが無く熱中症で死亡したなど、国民皆保険制度の下で無保険状態や高い窓口負担が医療アクセスを奪っている。すべての国民が必要な医療を受けられる制度構築と制度改革が不可欠だと強く訴えました。

4 月から第 3 期国保運営方針（6 年間）がスタート、いのちや暮らしを脅かす事態が懸念されるなか、全国で国保改善大運動に踏み出そうと林事務局長が国保改善大運動を提起。①国に対する「国保の国庫負担増額を求める」意見書採択運動、②都道府県に対する「国保の都道府県の独自補助」の拡充運動、③市町村に対する「一般会計からの法定外繰入の拡大、積み立てられた基金・剩余金、国保パンフの国保要望書 10 項目」の活用、④「国保料が高すぎる」6 月 25 日スタート 国保改善オンライン署名に取り組む、です。

その後、各地でのたたかい報告は 9 本、①札幌市における国保等の相談活動、②大阪府統一国保問題と資格確認書アンケート、③千葉県国保運営方針見直しと徴収強化の実態、④フリーランスの立場から・春日井市の国保の現状、⑤沖縄県第 3 期国保運営方針改定に対する取り組み、⑥全商連「払える国保料・社会保険料」にするために、⑦埼玉自治体キャラバンと国保改善に向けて、⑧愛知の国保運営方針をめぐる論戦と国保料引き下げ運動、⑨神奈川・国保運動方向・資格確認書に関する自治体の対応です。フリーランスの方の高い国保に立ち向かう姿に共感の拍手が寄せられました。

閉会挨拶では「保険料や医療費が払えず、医療が受けられないことがあってはならない。誰もが安心して医療が受けられる社会を実現するために力をあわせよう」と訴えがあり集会を締めました。

国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！

WEB署名(案)

■目的

全国的に国保料の引き上げが明らかになる中、実際に多くの被保険者に国保料(税)が通知される 2024 年6月頃からXデモとWEB署名を合わせ、国保料の高すぎる実態を明らかにし、引き下げを世論化する。WEB署名やXの声を活用しながら、地域社保協で取り組んでいる自治体意見書採択への後押しや、国庫負担の引き上げなどの一役を担うツールにする。

■タイトル

国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！

■内容

国保料が今年多くの自治体で引き上がります。今でも国保料は払いきれないほど高く、やむなく滞納してしまい、預貯金を差し押さえられる、保険証を取り上げられるなど安心して医療を受けられない状況が広がっています。

これまで国保加入者は高齢者が多いと言われてきました。しかし、加入者の世帯主の職業を見ると雇用されている人が約3割を占めます。特に 20 代では 65%以上が雇用されている人です。こ国保の問題は全世代に関わる問題です。

国保料は、協会けんぽ(会社員が所属する保険)の保険料と比べて高くおよそ 1.5~2 倍です。

☆なぜこんなに国保料は高いのでしょうか？

それは…国庫負担率が引き下げられているからです。

☆国保財政が厳しいから国保料を私たちが負担するしかないのでは…？

そんなことはありません！そもそも「国保は社会保障の一環」と国保法で定められており、国民皆保険制度の土台として整備されてきたものです。国の責任で国保加入者が安心して医療を受けられることは保障されています。また、自治体によっては大きな黒字を出し、基金や剩余金などをため込んでいます。

私たちは下記2点を要望します。

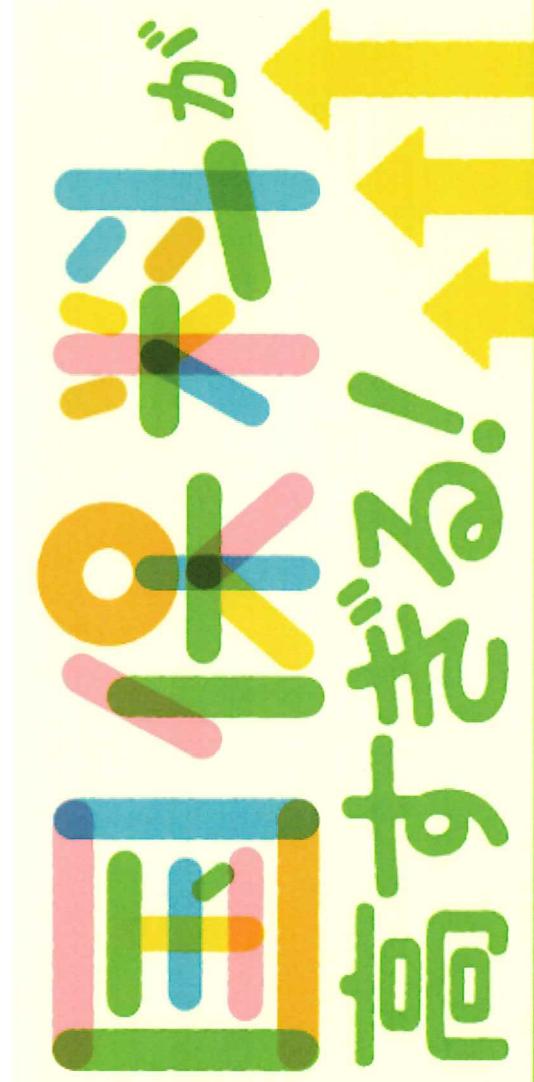
- 払える国保料にすること
- 国保への国庫負担を増やすこと

宛先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、
全国知事会、全国市長会、全国町村会



Ⓐ

国 の 責任で払える保険料にしてください！



(B)

⑥



中央社会保障推進協議会

○国保料がさきずす高

○国保料に払える。○
○国○の責任で



各地で

国保料の減額や統一化の見送り

神奈川県自治労連 委員長 神田 敏史さんが解説

高過ぎる国民健康保険(国保)料・税の減額が今年度、多くの自治体で実現しています。財務省、厚生労働省は、社会保障費削減の一環として国保の保険料水準の都道府県統一化を推進していますが、広島県や沖縄県など、今年度からの統一(道統)を見送る動きも相次いでいます。こうした背景に何があるのか、国保制度に詳しい神奈川県自治労連委員長の神田敏史さんに聞きました。

小さい自治体の反発が強まつて

厚生労働省は、「保険料水準一加速化プラン」(2023年10月18日)を作成し、保険料水準の統一化を進めようとしたのですが、現場の動きは厚労省の思惑通りにいつていないうのが現実です。

国がめざす今の統一化では、「医療費が少なく、保険料の収納率が高い」比較的小さな自治体が損(II保険料・税が高くなる)をし、その逆に「医療費が多く、保険料の収納率が低い」大きな自治体が得(II保険料・税が安くなる)をすると、税が安いなる)をすると、

住民の願い実現できる 給付など独自の手法で

り、保険料水準の統一が進んでいないのです。

物価高で減額をせざるを得ない

一方、生活必需品や資材

業が高騰で、暮らしど苦には、厳しい状況にある。さらに、統一化を見越して、茨城県のように県がたものと言えるでしょう。音頭を取つて財源も補助し、子どもの均等割の減額統一化が進められれば、市町村は、独自施策として保険料・税を引き下げる」と見越した動きであつても、

が認められます。保険料水準の統一化の流れの下でも、国保改善は実現できることなのです。確かに言えば、統一化の方向であつたとしても、「住民の願いがかなう方向での統一」が実現すればいいのですが、引続き、国保改善の要求を都道府県や市町村に突き付けていきましょう。

いじじみた必然的になりました。このに対する小さな自治体からの反発が強ま

額を実施せざるを得ない状況になっています。多くの自治体が、何らかの形で国保料・税の減額や実質減額を実施せざるを得ない状況になっています。多くの自治体が今年度、国保料・減額しようとする市町村の税の減額措置を実施してい

今回の国保料・税の引き下げ(実質引き下げ)には、

金レベルの統一)の段階で

は、保険料を引き下げないことに規制がかかりません。

入金が国保料・税を納めた上で、均等割などを給付するといった手法を用いていく自治体も目立ちます。こ

うした手法は今後、統一化が進んだとしても、有効な手立てになるでしょう。

表 国民健康保険料・税の18歳以下の均等割を減免(助成・補助)する自治体

自治体名	第1子から対象	全額免除	自治体名	第1子から対象	全額免除	自治体名	第1子から対象	全額免除
北海道旭川市	○		茨城県結城市	○		茨城県稻敷市	○	
北海道釧川町	○		茨城県潮来市	○		茨城県桜川市	○	
北海道美瑛町	○		茨城県取手市	○		茨城県東海村	○	
北海道東神楽町	○		茨城県水戸市	○		茨城県大子町	○	
岩手県宮古市	○	○	茨城県坂東市	○		茨城県美浦村	○	
宮城県石巻市	○		茨城県那珂市	○		茨城県河内町	○	
宮城県仙台市	○		茨城県笠間市	○		栃木県鹿沼市	○	
宮城県亘理町	○	○	茨城県つくばみらい市	○		栃木県那須町	○	
宮城県大崎市	○		茨城県つくば市	○		千葉県南房総市	○	
宮城県鹽谷市	○		茨城県常総市	○		千葉県富津市	○	
福島県福島市		○	茨城県龍ヶ崎市	○		東京都武蔵村山市		
福島県白河市	○	○	茨城県かすみがうら市	○		東京都昭島市		
福島県南相馬市	○	○	茨城県八千代町	○		神奈川県相模原市	○	
新潟県佐渡市		○	茨城県行方市	○		神奈川県大井町	○	○
群馬県渋川市	○	○	茨城県神栖市	○		神奈川県清川村	○	○
群馬県甘楽町	○	○	茨城県古河市	○		愛知県稻沢市	○	
埼玉県川口市		○	茨城県鹿嶋市	○	○	石川県加賀市	○	
埼玉県桶川市		○	茨城県土浦市	○		大阪府大阪市	○	
埼玉県越谷市		○	茨城県石岡市	○		兵庫県加西市	○	
埼玉県嵐山町		○	茨城県下妻市	○		和歌山县印南町	○	
埼玉県小鹿野町		○	茨城県常陸太田市	○		福岡県北九州市		
埼玉県皆野町		○	茨城県高萩市	○		佐賀県嬉野町		
茨城県牛久市	○		茨城県守谷市	○				
茨城県日立市	○		茨城県常陸大宮市	○				

2024年5月13日時点 全商連調べ

計70

オンライン資格確認の利用導入状況

(2024年4月分)

■診療/薬剤・特定健診等・情報収集の利用件数			
計	(件)	被保険者数(件)	被保険者数(件)
所外	327,845件	1,243,777件	9,441,118件
医師診療所	717,163件	4,529,555件	72,468,651件
医師診療所	1,255,375件	1,409,314件	11,393,051件
薬局	8,185,004件	4,830,395件	79,754,638件
計	184,396,120件	4,663,626件	172,283,398件

(2024年4月28時点)

■区分別導入状況		
導入(運用開始)施設数	導入(運用開始)施設数	導入(運用開始)施設数
8,023	82,219	61,056
医師診療所	医師診療所	医師診療所
59,754件	59,656,215件	5,956,523件

参考：医療保険証の有効登録件数】(2024/4/30時点)	
72,548,167件	【参考：マイナカード交付・保有状況】 保有地所は：89,910万枚 (人口比：79.0%) 保有地所は：499,238万枚 (人口比：73.7%)

N 1：社会保険制度における医療保険証の発行数。医療のうち、既にカードによるもののが占められているもの。(約74.4%未満) N 2：社会保険制度における医療保険証の発行数。医療のうち、既にカードによるものがあるもの。(約73.7%未満) N 3：社会保険制度における医療保険証の発行数。医療のうち、既にカードによるものがないもの。(約26.3%未満)

参考：医療保険証の有効登録件数】(2024/4/30時点)	
72,548,167件	【参考：マイナカード交付・保有状況】 保有地所は：89,910万枚 (人口比：79.0%) 保有地所は：499,238万枚 (人口比：73.7%)

参考：医療保険証の有効登録件数】(2024/4/30時点)	
72,548,167件	【参考：マイナカード交付・保有状況】 保有地所は：89,910万枚 (人口比：79.0%) 保有地所は：499,238万枚 (人口比：73.7%)

冒頭に接続した厚生労働省保険局医療介護連携政策課の中園和貴保険アドバイザリーチーム長は、今回のセミナーの趣旨について、「マイナンバーカードの保険証利用は医療DXのサービス・メリットを患者の皆様に享受いただくための、バスポートのような位置づけ。予処方箋によるリアルタイムな処方情報の共有のほか、5月からは救急搬送の際の医療情報の共有の実証実験も始まっている。そうした内容に

ついて皆様に説明したい」と述べた。また、マイナ保険証を周知・広報するためのちらし・リーフレット、動画を厚労省ホームページで提供していることを紹介した上で、「厚労省に連絡いただければ動画の配信支援、広報素材の提供などができるので、声をかけ合はしい」と呼びかけた。

マイナ保険証利用促進策などを説明

引き続き、厚生労働省医

療介護連携政策課保険アドバイザリーチーム長の小菅主査がマイナ保険証の利用促進や、健康保険証からの円滑な移行に向けた対応などを説明した。オンライン資格確認を導入して運用を開始している医療機関・薬局は今年4月時点での21万施設に達し、「ほぼすべての施設に導入いただいている状況」とした。また、マイナカードをマイナ保険証として登録したのは730万件で、マイナ保険証の利

用件数も1210万件と過去最高値を記録したと報告。これをオンライン資格確認利用に占めるマイナ保険証の利用率に換算すると65.5%まで上昇したとしつつ、「まだまだ利用は低調であり、今後も利用促進に向けた取組みが必要」との認識を示した。

さらに、都道府県別にみた今年4月時点のマイナ保険証利用率は鹿児島(10.84%)が最も高くなっています。「地域性があるのかどうかを判断するのは難しが、(利用促進の)取組みを順向化に行っているところが特に利用率になってしまっているのではないか」との見方を示した。

政府等による利用促進の取組みも紹介した。4月25日には民間主導の日本健常会議が「医療DX推進フォーラム」を使ってマイナカードをマイナ保険証を開催し、利用促進宣言を採択したのを皮切りとして、5月7日を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置

ていらない者に交付される資格確認書の取扱いについて、当面の間は保有していない者すべてに譲りで交付することなどを周知した。

さらに、オンライン資格確認の用途を訪問診療、訪問看護、オンライン診療、柔整、あはぎ、健診実施機関・助産所、職域診療所に順次拡大していく対応を説明した。

セミナーでは厚労省などの説明のほか、参加者との質疑応答の時間が設けられた。保険者は新規加入者がマイナ保険証を保有しているかどうかとの質問に対し、小菅主査は「マイナ保険証の登録状況は、(被保険者の)申出で確認もできるし、システム改修により保有していない者の情報を保険者に通知するようになっているので、そうした情報連携の中でも確認できる。」

マイナ保険証で受診難しい場合に資格確認書

…厚労省が「要配慮者」などへの交付事務で対応を説明…

厚生労働省は5月21日、「マイナ保険証の利用促進等」をテーマに、第17回市町村職員セミナーをオンライン開催した。健康保険証の新規発行終了に伴い、マイナ保険証を保有していない者には資格確認書が交付されるが、要介護高齢者などの「要配慮者」にはマイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付される。同省は国保課は質疑応答の中で、「要配慮者」というのは例示であり、マイナ保険証を持つているが、マイナ保険証での受診が難しい事情がある場合に交付していただく」と説明。資格確認書等の運用に関するQ&Aを作成していると明らかにして、「今日いただいた質問も踏まえ、さらに更新した上で皆様へ適切な時期に提供できるよう努めたい」との見通しを示した。

必要な者には漏れなく資格確認書を送れる環境が整つ」と回答した。マイナ保険証を保有していない者には資格確認書が交付されるが、要介護高齢者や障害者等の「要配慮者」にはマイナ保険証を保有している。申請により資格確認書が交付される。資格確認書の交付対象者の詳細に關し、厚生労働省国保課保険局の山科雄志課長補佐は、「改正法でオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が申請できる。また、職権での交付でもそういう状態にある者に渡すものになる。『要配慮者』といふのは例示であり、マイナ保険証を持っているが、マイナ保険証での受診が難しい事情がある場合に交付していたただく。申請書の様式にチェック欄を設けているので、そうしたこところで確認していただきたい」と説明した。資格確認書を職権で被保険者全員に送付することは可能

かとの質問には、「法律上はオンライン資格確認を利用できない状況にある者が交付対象になっている。法の趣旨を踏まえて対応していただく必要があり、全員にどうのはその趣旨に沿わないと考えている」と述べた。資格確認書交付後にマイナ保険証の利用登録が行われた場合に資格確認書の返還を求める必要があるのかどうかとの質問に対し、「検討中だが、返還していただく必要はない」と整理しようと考えていた質問も踏まえ、整理しように見通しを示した。また、新規資格取得時や負担割合の変更時などに交付する氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合などを記載した「資格情報のお知らせ」の位置づけにふれ、「お知らせだけ受診できるものではない」と留意を求めた。

国保の限度額適用認定証は廃止されないとした上で、任意で資格確認書との一体化が

可能だし、「そうした場合には限度額適用認定証を発行しなくても済む」とした。山科課長補佐は、今回の制度改正に伴う関係省令の公布に向け、調整を現在進めていたるとして、「それが出来た後に条例案を示したい。自治体の準備に間に合うようには進めたい」との方針を明らかにした。加えて、「資格確認書等の運用等についてQ&Aを作成している。今日いただいた質問も踏まえ、さらに更新した上で皆様へ適切な時期に提供できるよう努めたい」との意向を示した。

健康保険証廃止後の国保保険料の収納対策にふれ、「運用をどうするのかはまず政省令で規定した上で確定させる予定であり、もう少し時間をいただきたい」と述べた。

質疑応答には多くの質問が寄せられ、すべてに回答することができなかつたため、厚

労省は「今後どのような形で示せるかは明言できないが、質問に厚労省としてしつかりお答えしたい」とした。

総務省がマイナカード円滑取得へ対応を要請

総務省自治行政局住民制度課マイナンバーカード制度支援室の中野秀樹課長補佐は、マイナンバーカードの円滑な取得などについて説明した。12月2日の健康保険証新規発行の停止を控え、「マイナランバーカードを持っていない者がまだ必要だ」との認識を示し、カード取得の円滑化に向けて①認知症などで暗証番号の設定に不安がある者が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にも繋がるよう、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入②高齢者や障害のある者など、マイナンバーカードの取得に課題がある者の取得促進に向け、デジタル庁、

「マイナ保険証利用促進集中取組月間」における主な取組

	5月	6月	7月
	上旬	中旬	下旬
医療機関等	医療機関等への一時金（最大10万円）の支給開始 医療機関等への支払金の分割期間（1月～5月）	医療機関等への支払金の支給開始（6月～）	
ボスター等の貼付 【支払金】	利用車の裏面・お役立ち情報のお知らせ【支払金】	SNSによる周知・国民向けＨＰの掲示、各都道府県を通過した利用促進の取組	
国・県・向かう局・知 イベント	デジタル広告等の展開	地下鉄車内、タクシー等の公共交通空間での広告（健保連）	リーフレット送付 ・後期高齢者医療会 新聞広告
高齢者/高齢者のターゲット別TVCM【健保連】	新聞広告	マイナンバーカードを活用した健康事務局・毎DXのリリース告知	
オンラインセミナー 5月20日開催予定	オンラインセミナー 5月20日開催予定	マイナ保険証体験会 5月20日全国巡回会	マイナ保険証体験会 5月20日全国巡回会

今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年4月～)												令和6年度 (2024年4月～)
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療行為実行停止													
マルチ													
訪問診療	訪問診療等 （医療行為作業） ※担当医の作業	オンライン資格確認適用開始 （引き続き単価・導入）	（12/2）*										
居宅型 （在宅等）	訪問診療等 （医療行為作業） ※担当医の作業	オンライン診療等 （医療行為作業） ※担当医の作業	（12/2）*										
資格認定 既定型 （在宅等）	訪問実施期間等 （医療行為作業） ※担当医の作業	オンライン診療等 （医療行為作業） ※担当医の作業	（12/2）*										
既存型	助産所	既存診療所	（12/2）*										

厚労省

保険料納付に資する取組みを省令で明確化
…特別療養費支給などで整備省令の意見募集…

厚生労働省は現行の健康保険証（保険証）を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることなどを定めたマイナンバー法等一部改正法の施行に向けて、関係省令を改正する整備省令案について、パブリックコメントの手続を行っている。国保の保険料収納対策の中で活用されている短期被保険者証と資格証明書の廃止後、市町村が保険料の納付に資する取組みを行うことを法律上位置づけることを受けて市町村による納付に資する取組みを省令（国保法施行規則）で明確化する。

意見募集は6月22日まで行われ、7月上旬にも公布され、予定で、保険証の新規発行を終了する法改正と合わせて12月2日から施行される。

保険証が廃止され、マイナ保険証による保険資格の確認が基本となれば、「保険証の有効期間」という概念がなくなり、もともと有効期間が短く市町村が保険料滞納者に交付することができるたるため、通常の保険証よりも有効期間が短く市町村が保険証の廃止に併せて、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、1年以上滞納している場合に交付する資格証も廃止される。

厚生労働省は短期証、資格証の廃止後も市町村による取組み対策の枠組みを維持するため、資格証明書に代えて「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」の仕組みを新たに国保法で規定している。いふたんは医療費10割を負担する必要がある特別療養費の事前通

知では、基本的に資格証と同じ対象者が想定されており、資格証が廃止されてもその枠組みは事実上残る。

廃止される短期証には、通常よりも有効期間の短い保険証の交付を通じて市町村が保険料滞納者と接触する機会を増やし、自主的な納付を働きかけるといった目的があり、保険料収納率の維持・向上の要因に短期証の効果を挙げる市町村も多い。

このため新たな特別療養費の事前通知の枠組みでは、市町村が保険料の納付勧奨や相談の機会の確保その他厚生省令で定める取組みを行ってもなお、滞納者が保険料を納付しない場合、政令で定める特別の事情の有無を確認した上で、療養費の給付等に代えて特別療養費を支給すると国保法で規定。市町村が保険料の納付に資する取組みを行うことを法律上明確に位置づけ、接觸の機会の確保を促す。

今回パブリックコメントを

厚生労働省と共同で「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を策定しとの対応を講じているとした。その上で、市区町村に対する「希望のあつた施設への出張申請受付を積極的にお願いしたい」と要請。出張申請受付に要した費用には必要な額を補助金で確実に措置すると強調した。

また、新生児・胎児等による再交付など速やかにマイナンバーカードを取得する必要がある場合に申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みを構築するとし、「各市町村には機材の準備、事務フローの整理などが必要になるので、施行に向けた準備を進めていただきたい」と述べた。

中野課長補佐は、マイナンバーカードの取得に課題がある者への対応について徹底を要請した。カード交付申請書に添付する写真に關しては、無帽・正面・無背景が原則となるが、①ターバン・ビジャベアズ等宗教上の理由②車椅子、首や鼻等に装着しているチエアブなど医療器具と判断できる③乳幼児の歪み等により正面をみると離しいなど障害のある者④事故・顔面麻痺等による顔の映り込みで枕やシーツ等が映り込んでいるなどやむを得ない写真でも使用を認めることを改めて周知した。

また、病気や身体の障害など、やむを得ない理由で役所に出向くことができない者には、マイナンバーカードを代理人に対して交付できる制度を設けており、本人の来庁が困難なことを説明するために提出を求める資料などを柔軟に規定していることし、適切な対応を求めた。

行っている国保法施行規則の一部改正省令では国保法に基づき、保険料の納付に資する取組みを定めるなどの所要の規定を整備することとしている。現在通知などに基づき市町村が行っている取組みが法令上明確化される方向だ。

厚生労働省は保険料の滞納から1年以上の経過で機械的に特別療養費の対象にするのではなく、保険料の納付に資する取組みを行うことによると、災害や病気・負傷といった特別の事情を適切に把握するなどを重視するなど引き継ぎ慎重な運用を市町村に求めしていく方針。

後期高齢者医療制度でも国保と同様、高齢者医療確保法を改正して短期証や資格証が廃止されるほか、特別療養費の事前通知の枠組みが規定されたため、高齢者医療確保法施行規則も国保法施行規則に連じた改正が行われる。

厚生労働省は、関係政令の改正に関するパブリックコメントも近く実施する予定。

マイナンバーカード取得の円滑化の取組①

1. 質問マークカード

認知症などで健診証券局の設定に不安がある方や安心してカードを利用でき、代理交付の申請登録にもつながるよう、質問番号の設定が不要な質問マークカードをご導入。

⇒ ご高齢者やそのご家族、福祉施設等での意見を踏まえ、導入に向けた検討を実施し、令和5年12月15日に導入した。

 - ・ 質問番号の入力が必要とするサビス（マナボーダル、各種認証用のコンビ交付）を利用することはできないが、認証機関としての利用については、質問番号による利用が可能である。
 - ・ 支付実績：16,044枚（R6.3.31現在）
2. 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取扱・管理マニュアル

高齢者や障害のある方など、マイナンバーカードの取得に問題がある方の改善並に同行、デジタル化、厚労省と共に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取扱・管理マニュアル」を令和5年3月に策定（「質問番号カード」の導入開始に合わせ、令和5年12月に改訂）。

⇒ 厚生労働省が実施している個別の福祉施設等に対する出張申請の希望調査の回答について、月1回、総務省から個別の市町村に提供を行っている。

・ 全市町村においては、ユニバーサルを参考に、希望のあつた施設への出張申請受け渡しを積極的に実施いただきます。